

ペンション・マネジメント 2

渡部善平

マーサー ジャパン株式会社
シニア・バイスプレジデント
(年金数理人)

退職給付会計基準に関する 最近の動きと日本企業の対策

二〇〇〇年に我が国に導入された退職給付会計によって退職金・年金債務がオンバランス化され、経済状況の変化によって財務諸表が大きく影響を受けることになった。これは先行する欧米の基準の影響を受けたものであるが、欧米では最近さらに透明性および比較可能性確保のための動きが活発化し、日本企業もその動きに着目する必要性がでてきた。以下国際会計基準に関する改定の動きを中心に、世界の会計基準のコンバージェンス(基準の一元化)の動きを見、最後に日本企業に必要と想定される対策等について触れてみることにする。

国際会計基準の改定とコンバージェンスの潮流

現在世界の会計基準の大きな流れは、期末時点の財政状態を正確に開示し、透明性・比較可能性を高めるために従来のPL重視からBS重視に変わったことだと言える。退職給付会計もその流れの中、時価評価した債務・資産に基づき、その差である純債務(資産)額を即時認識する方向が強まった。同時に「費用」の捉え方も変わってきた。

国際会計基準では、今年三月に改定案がデイスカッションペーパーとして示された。以下にその内容を記すが、現在パブリックオピニオンの募集中なので今後変更される可能性はある。

まず退職給付制度の区分が変更される。従

来確定給付制度に分類されたキャッシュバランスプランや平均給与比例制度などは確定拠出制度と共に「拠出ベース約定」の区分に分類され、残りの確定給付制度が「確定給付約定」となる。そして、それぞれの会計上の扱いが変わる。

確定給付約定では、経済状況や給付内容変更の変化による純債務(資産)の変動(数理計算上の差異・過去勤務費用)は全て即時認識が必要となる。現在数理上の差異は遅延認識することがオプションとして認められているが、そのオプションがなくなる。

また、年金資産の期待収益は費用項目でなくなる。このほか損益項目として認識する項目・資本勘定で認識する項目に関して再整理がなされ数案が示された。基底にある問題意識は、企業活動で得る収益に対応して計上すべき人件費の一部としての退職給付費用は何か適切かという議論から来ていると考えられる。

一方拠出ベース約定では、債務の認識方法とその変化に関する会計上の扱いがポイントとなる。まず債務の認識方法は企業の信用リスク等を考慮した公正価値で測定するとされ、その際含むべき要素は、測定基準日以降の拠出による給付の付与を対象外とし、キャッシュフローの予測・時間価値・リスクの考慮の三点とされた。基準日までの拠出のみを考慮する点と、企業の信用リスク等に応じた評価を行う点がこれまでの扱いと異なる。また、

確定給付約定と異なり債務の変動要素は全て費用として認識する。ただし、これらの扱いはについては議論が多く、デイスカッションペーパー通りになる可能性は小さいかも知れない。

米国会計基準でも、純債務(資産)の即時認識については同様な動きがあり、すでに米国基準では二〇〇六年一月から数理差異は即時認識された。また、今後資産・債務・費用の各項目の構成要素についての表示方法の変更が検討されている。

また、英国では、会計基準委員会の二〇〇八年一月のデイスカッションペーパーにおいて、割引率の算定根拠として現行の社債基準からリスクフリーレートへの移行や、退職給付費用の算定において運用収益を期待リターンベースから実際のリターンにする提案が行われた。これまでも英国は積立基準の規制変更・年金保護基金および年金監督機構の設置が企業の年金制度に関する行動に影響を及ぼし、結果として英国の会計基準変更にもインパクトを与えてきた。国際会計基準委員会の本部がロンドンに置かれているため、英国内の事情に左右されやすいことから、英国発のコンバージェンスの流れとして注目していきたい。

リスク管理の観点から

会計基準の変化による即時認識の動きは、従来の遅延認識のもとでは大きく問題視されなかった財務リスクが見えやすくなったことに

より、そのマネジメントのあり方に大きな影響を与えるだろう。

一般に、リスクが大きければ期待できるリターンもそれだけ大きくなるというのが、リスクとリターンの関係であるが、果たして退職給付に関する財務リスク(純債務(資産)の変動)は、他の事業リスクと同様に「リターン」のねらえる必要なりリスクと言えるのだろうか。もしそうでないとすれば、まずは債務そのものの削減の可能性につき検討すべきである。

次いで企業はリスクを抑制するマネジメントが必要になる。そのために企業は経営全体のリスクバジェットングを行い、退職給付関連のリスク量と他の各部門のリスク量につきVaRの方法などで定量化すべきである。欧米では、把握された退職給付債務を買ってスワップの手法でヘッジする専門の会社があり、結果として財務リスクを低減させている。退職給付制度の成熟とともにリスクの規模は従前に増して大きくなった現在、我が国でもそのような社会的なインフラの整備が重要な課題になるであろう。

日本企業への影響とその対策

日本企業はこれらの動きに対して、本国および海外で有する確定給付制度に関して、より抜本的な検討が必要になるであろう。

すなわち諸会計基準が徐々にひとつの近似した基準に収斂していく流れの中で、日本基

準もその動きに大きく影響を受けると考えられる。

まず、純債務(資産)の即時認識を国際会計基準や米国会計基準と同様に採用することになれば、現在ほとんどの企業が採用している数理上の差異の遅延認識ができなくなり、財務諸表に大きな影響が及ぶ。

また、国際会計基準と同様に給付制度の区分が変わることになれば、現在進んでいる給付内容(算定式)の方向が変わるかも知れない。すなわち確定給付約定(最終給与比例制度を中心とした従来型)には従来以上に債務の変動性が即時認識などにより強調される一方、拠出ベース約定の債務の「比較的市場変動の影響を受けにくい」といった特徴が会計上有利に働くと思われる。これにより、今後従来の最終給与比例制度の廃止並びに拠出ベース約定へ改定の動きが加速する可能性が考えられる。ただし、これについては先にも述べたとおり、基準がデイスカッションペーパー通りになり、可能性について不明なため、慎重に見守っていく必要があるものと思われる。

実際、企業会計基準委員会では二〇一一年までの各制度のコンバージェンスを目的とした動きをすでに始めた。したがって、日本国内の制度に関してもとりわけ今後制度変更を検討する企業は、その内容と議論の流れをぜひとも検討の材料として意識していくことを提案したい。